

## 韓国における忘れられる権利に関する憲法学的考察

朴容淑<sup>1</sup>

金学成<sup>2</sup>

### 要 旨

情報通信の驚くべき発展は、伝送技術の発展による表現の自由を拡大するという肯定的な側面にもかかわらず、サイバー空間に現れる副作用などによるプライバシー侵害や名誉毀損、個人情報保護と関連した問題など、現実的に解決しなければならない多くの課題を引き起こしている。

特に伝統的に人格権を強く重視するヨーロッパでは、最近「忘れられる権利」の概念を導入することに対して活発な議論が進められており、2014年5月13日の欧州司法裁判所の「忘れられる権利」に関する判決の後、韓国でもそれと関連した議論がなされている。

本稿では、まず忘れられる権利が議論される背景を確認し(2)、忘れられる権利の概念(3)および憲法学的根拠(4)を検討した後、その制限と限界(5)について考察する。

キーワード： 忘れられる権利、表現の自由、プライバシー、自己情報コントロール権、公益、相当な期間

### 1. はじめに

情報通信の驚くべき発展は、社会を構成している人間が自由に自分の事象および意見を表現しかつ交換する媒体を、口頭や印刷物から電波を用いたラジオ・テレビ、ひいてはワールドワイドウェブ(WWW、World Wide Web)を実装した現代的なインターネット<sup>3</sup>まで拡大させた。さらに、アメリカ国防総省の研究プロジェクトから生まれたサイバー空間<sup>4</sup>は、情報流通のパラダイムを変化させ、人類に知的な豊かさや便利さを提供している。最近ではソーシャルネットワーク(SNS)<sup>5</sup>を通じて、インターネット社会を参加・共有・開放の空間へと発展

<sup>1</sup>朴容淑（韓国、江原大学校比較法学研究所研究員）

<sup>2</sup>金学成（韓国、江原大学校法学専門大学院教授）

<sup>3</sup>1989年3月、欧州原子核研究機構(CERN)（ティム・バーナーズ＝リー）の研究員であるティム・バーナーズ＝リー(Tim Berners-Lee)によって登場した情報管理システムである。文字や画像、音声などの様々なデータを含む膨大なデータベースを構築して、これを視覚的に表すことができる標準的な文書形式である HTML (HyperText Markup Language) を規定した後、文書の中に接続された特定のアイテムが別の記事にリンクされているハイパーテキスト(Hypertext)方式の情報検索システムである。

<sup>4</sup>ローレンス・レッシング〔山形浩生訳〕『CODE VERSION 2.0』（翔泳社、2007）3頁。

<sup>5</sup>SNSは、特定の関心や活動を共有する人々の間の関係網を構築してくれるオンラインサービスである。最近フェイスブック(Facebook)やツイッター(Twitter)などを代表的な例として挙げることができる。D. M. ボイド (Danah M. Boyd) と N. エリソン (Nicole Ellison) によれ

させた Web 2.0<sup>6</sup>時代が到来することで、単純に消極的な情報の消費者として認識された利用者を積極的な情報の生産者に変貌させたが、スマートフォンが普及したことからこのような現象が加速化された。そして、「インターネットは決して忘れない(The Net never forgets)<sup>7</sup>」ということからわかるように、インターネットに代表されるデジタル時代になって社会のほとんどのことがインターネットに記録されかつ記憶される世の中になった。検索エンジンは文書だけでなく、検索結果について画像や映像まで示しながら日々進化している<sup>8</sup>。このように過去にはある程度の時間が過ぎたら人々の記憶から自然に消えていった情報が、今はインターネットに残され、検索エンジンから誰でも、いつでも、手軽に様々な情報が得られるようになった。結局としてそのような技術の発展は、伝送技術の発展による表現の自由を拡大するという肯定的な側面にもかかわらず、サイバー空間に現れる副作用などによるプライバシー侵害や名誉毀損、個人情報保護と関連した問題など、現実的に解決しなければならない多くの課題を引き起こしている<sup>9</sup>。

---

ば、SNS とは、①個人が、限定されたシステムにおいて、公的な、あるいは準公的なプロフィールを作成し、②個人が繋がりを共有している他の利用者のリストを明示し、③そうした繋がりのリストを眺め、また、そのシステム内で他の利用者が作成した同様のリストを行き来するサービスであると定義される」と規定する。(Boyd, D. M., & Ellison, N. B. Social Network Sites: Definition, History, and Scholarship. *Journal of Computer-Mediated Communication*, 13, 2008, pp.210-30. 参照。)

<sup>6</sup> 2004 年 10 月、オライリーメディア社 (O'Reilly Media, Inc.) の代表であるティム・オライリー (Tim O'reilly) によって提唱された概念で、データの所有者や独占者なく誰でも簡単にデータを生成して、インターネット上で共有できるようにしたユーザー参加中心のインターネット環境。インターネット上で情報を集めて表示する機能のみの Web1.0 に比べて Web 2.0 は、ユーザーが直接データを扱うことができるよう、データを提供するプラットフォームが情報をより簡単に共有し、サービスを受けられるように作られている。ブログ (Blog)、ウィキペディア (Wikipedia)、デリシャス (del.icio.us) などがその例である。

<sup>7</sup> J. D. LASICA ([http://www.salon.com/1998/11/25/feature\\_253/](http://www.salon.com/1998/11/25/feature_253/) (last visited June 15, 2015))

<sup>8</sup> 東亜日報、中央日報をはじめとするいくつかの新聞社は、創刊号から発行された新聞を PDF 文書に復元し、過去のニュースを見るサービスを提供している。ますます古い記録が、このようにデジタル情報に変わって、検索される場合が増えている。特に、過去に印刷された本をデジタル化する欧州のグーテンベルクプロジェクトや、Google ブックスが意欲的に進められている。

<sup>9</sup> Schippan, Martin, "Urheberrecht goes digital : das Gesetz zur Regelung des Urheberrechts in der Informationsgesellschaft", *Jg. 47 (2003), Nr. 5, S.378-389*; Wagner, Axel-Michael, "Quo vadis, Urheberrecht? : Überlegungen zur Bedeutung des Urheberrechts in der Informationsindriegesellschaft und zum anstehenden 'Korb II'", *Jg. 48 (2004), Nr. 10, S.723-733*; Seibold, Christoph (mehr...), "Neue Nutzungsarten - Neue Organisation der Rechteverwaltung? : Diskussionsbericht des gleich lautenden Symposiums zum Film- und Medienrecht am 29. Juli 2007", *Jg. 51 (2007), Nr. 10, S.702-706* など参照。

伝統的に人格権を強く重視するヨーロッパでは、近年、「忘れられる権利」の概念を導入することに対して活発な議論が進められており、2014年5月13日の欧州司法裁判所の「忘れられる権利」に関する判決の後、韓国でもそれと関連した議論がなされている<sup>10</sup>。

以下では、まず忘れられる権利が議論される背景を確認し(2)、忘れられる権利の概念(3)および韓国における憲法学的根拠(4)を検討した後、その制限と限界(5)について考察したい。

## 2. 忘れられる権利が議論される背景

### 2. 1. 経緯

実は、「忘れられる権利(the right to be forgotten)」という用語は、実定法での法律用語ではなく、一般用語に過ぎない。韓国において忘れられる権利についてはじめて論議されたのは、2006年に韓国のハンギョレ新聞という日刊紙がこの問題について記事にしたことからである<sup>11</sup>。この新聞社は無罪判決が確定した場合や嫌疑なしとなった場合、誤報の場合や不必要に個人情報が出た場合に、当事者の要請と証拠があればインターネット上から記事を修正・削除すると読者に告知した<sup>12</sup>。したがって2006年当時には、近年論議されることとは多少差があつて、ただマスメディアがそれに応じる義務があるかどうか議論の出発点で核となっていた<sup>13</sup>。今のように忘れられる権利が注目されるようになってのは、2007年4月オックスフォード大学の教授ヴィクター・マイヤー・シェーンベルガー(Viktor Mayer Schonberger)氏が発表した、忘れられることの大切さについての研究論文がそのきっかけになったといえる<sup>14</sup>。以後忘れられる権利は公共機関によって扱われ始めたが、2010年12月4日欧州委員会の「ヨーロッパ共同体の個人情報保護に関する包括的アプローチのレポート」<sup>15</sup>や2012年1月25日欧州連合の「個人データ処理に係る個人の保護および当該データの自由な移動に関する欧州議会および理事会の指令(案)」<sup>16</sup>の「the right to be forgotten and

<sup>10</sup> 代表例として、放送通信委員会が忘れられる権利とデジタル遺産などの法制度の構築案を検討している。

(<http://www.yonhapnews.co.kr/it/2014/08/01/2401000000AKR20140801162000017.HTML>参照(2015年06月15日))

<sup>11</sup> 양재규, “권리를 만들다, 2 : 최근 부상한 ‘잊힐 권리’ 정보수정 및 삭제권을 의미”, 신문과 방송 통권 제 518 호(2014. 2), 109 頁; 奥田喜道編『ネット社会と忘れられる権利』(現代人文社、2015) 234 頁。

<sup>12</sup> 양재규・前掲論文 109 頁

<sup>13</sup> 양재규・前掲論文 109 頁 ; 奥田喜道編・前掲書 234 頁。

<sup>14</sup> 빅터・마이ヤー=쇼ーン벨거(구분근 譯)'忘れられる権利' (知識の翼、2011) 11 頁参照; フランスでは忘れられる権利 (Droit à l'oubli、忘却権)という概念が1996年 Gérard Lyon-Caen 教授から由来したと理解している。

<sup>15</sup> このレポートは、欧州委員会 Viviane Reding 法務委員と Neelie Kroes デジタル化戦略担当委員によって公表されたもので、2011年1月15日までに、ヨーロッパの市民の意見を聞いて、その結果を参考にして EU 指令の改正を目指していた。このレポートのフランス語版では、この権利を「忘却への権利 (droit à l'oubli)」で、英語版では「いわゆる、忘れられる権利 (the so-called 'right to be forgotten) 」と表現している。

<sup>16</sup> Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on the protection of individuals with regard to the processing of personal data

to erasure’ という表現がその代表的な例である。韓国で使われている忘れられる権利という表現も上記の文書から由来したのである<sup>17</sup>。

現在、忘れられる権利は、削除する権利(the right to delete)、忘却権(the right to oblivion、le droit à l’oubli)<sup>18</sup>、消える権利(the right to disappear)など、様々な用語として混用されている<sup>19</sup>。すなわち、忘れられる権利は、完成した概念でなく、今もその内容を規定する過程の中にある概念である。

## 2. 2. プライバシー権から自己情報コントロール権に

忘れられる権利は、インターネットの登場にしたがって新しく登場した新概念ではない。インターネット時代の以前にも、すでに出版された印刷物に記録された特定個人の情報に対するプライバシー権(right of privacy)という概念についての議論があった。プライバシーの伝統的な問題は、“ひとりにしておかれる権利(right to be left alone)”<sup>20</sup>ということが意味するように、法によって個人のプライバシー空間を侵入する他人の能力を制限することである<sup>21</sup>。しかし、情報化時代になって上記のプライバシーについての概念では個人情報に対する十分な保護ができないことから、積極的プライバシー論または、多元的プライバシー論の登場と共に情報プライバシー(informational privacy)という現代的な概念に転換することが求められた<sup>22</sup>。すなわち、情報化時代の危険から個人情報を保護し、究極的に個人の情報に対する統制権ないし自己情報コントロール権を一つの権利として認識し、それが議論され始めたのである<sup>23</sup>。

## 2. 3. 忘れられる権利をめぐる新しい認識

近年、インターネットという世界に、情報提供主体の変化という大きな変化が現れた。従来の Web 1.0 時代は、情報の提供と関連してすべての資料をポータルなどが体系的に分類して単方向で提供し、ユーザーは該当のカテゴリから資料を検索して提供して受ける立場であった。しかし、Web 2.0 時代が到来してユーザーは単純に単方向で情報を提供されたものを受け取る消費者ではなく、自らが情報を生産して双方向で提供する立場に変わったのである

---

and on the free movement of such data (General Data Protection Regulation), COM(2012) 11 final (2012.01.25) (以下では、「GDPR 原案」という。)

<sup>17</sup> 박진우 「이른바 ‘잊힐 권리’ 에 관한 헌법적 조명」 『世界憲法研究』 (國際憲法學會, 2014) 157 頁.

<sup>18</sup> Jeffrey Rosen, “The right to be forgotten”, Stanford Law Review ONLINE 88, 2012, p.292.

<sup>19</sup> 함인선 「‘잊혀질 권리’ 에 관한 고찰—EU 개인정보보호법안과 우리나라 「個人情報保護法」의 比較를 中心으로—」 『인권과 정의』 2012、56 頁。

<sup>20</sup> Olmstesa v. United States, 277 US 438 (1928).

<sup>21</sup> ローレンス・レッシング [山形浩生訳]・前掲書 280 頁。

<sup>22</sup> 권건보 『個人情報保護와 自己情報統制權』 (京仁文化社, 2006) 26-29 頁参照.

<sup>23</sup> 권영성 『憲法學原論』 (法文社, 2010) 456 頁; 김학성 『憲法學原論』 (P&C Media, 2014) 500 頁; 성낙인 『憲法學』 (法文社, 2014) 1207 頁; 정중섭 『憲法學原論』 (博英社, 2014) 671 頁; 한수웅 『憲法學』 (法文社, 2014) 552-553 頁。

24. 言い換えると、アクセスした情報を一人一人が簡単に共有・再生産することができるようになったのだ<sup>25</sup>。

しかし、そのような新しい技術による新しい可能性は、その効用性にもかかわらず予想できない負の外部効果を発生させることもある<sup>26</sup>。今はインターネットが商用化されてデジタル化された記憶が減退または、消滅することを期待しにくい時代を迎え、Web 2.0 時代ではかえってそのような情報が無限に複製・共有されて永遠に記録されるようになったのだ。そのようにパラダイムが「忘却」ということから「記憶」ということに切り替わったことにより、過去には考えられなかった問題が生じることになった。すなわち、情報の正確性および重要度と関係なくすべての情報が保存されて複製・拡散されることで、一度ネットにアップロードされた情報は、削除できずに流れてしまう。そのような現象は、過去自分がネット上に掲載した情報だけでなく、ある事件と関連して、自分の意志と関係なく、流通する情報からも見られるが、それによって予想できない問題が引き起こされる<sup>27</sup>。

保存技術の発達とネットの進化による記憶に対するパラダイムが切り替わることから、プライバシー侵害に対応するためには、権利主体である自分がネット上で持続的に検索される、自分と関連した情報資料を削除するか、検索を遮断することができなければならない。それと共に情報提供サービスと関連して権限がある者(Internet Service Provider:ISP<sup>28</sup>あるいは検索エンジン事業者など)に対しても、できる限り早めに情報の削除や検索遮断などのような一定の措置を求めることができる権利が必要となることを認識しなければならない。

#### 2. 4. 欧州司法裁判所の判決

忘れられる権利は、ヨーロッパ委員会の一般情報保護規定(GDPR 原案)<sup>29</sup>の提案以来、全世界的に議論されてきた。当初、2014年ヨーロッパ議会(European Parliament)は、GDPRに対する修正案<sup>30</sup>を採択する過程で、忘れられる権利(the right to be forgotten)という用語

<sup>24</sup> 유충호 「새로운 人格權으로서 잊힐 權利의 保障에 관한 考察」 『弘益法學 제 15 권』 (弘益大學校 法學研究所, 2014) 33 頁。

<sup>25</sup> 宮下紘 「「忘れられる権利」をめぐる攻防」 『比較法雑誌』 (2014) 39 頁。

<sup>26</sup> 안병하 「‘잊혀질 권리’에 관한 유럽사법재판소 판결의 의미, 어떻게 볼 것인가?」 『言論仲裁』 (言論仲裁委員會, 2014) 7 頁。

<sup>27</sup> インターネット上で特定の芸能人を検索し、過去の写真や職業、住所、出身学校などのすべての情報をプロファイリングすることが可能となり、いわゆる「個人荒らし」や「魔女狩り」に悪用される場合も存在する。さらには、このようなことは、芸能人に限らず一般人にも発生している。

<sup>28</sup> ISP の定義については統一されてない。単に他人の情報を媒介するのではなく、インターネットに接続できるようにサービスを提供する者として見る見解 (권영성・前掲書 532 頁) と掲示板、ディスカッションなどを開設したウェブページの管理者として、単純な情報の提供仲介として見る見解 (신평 『言論法』 (三栄社, 2007) 242 頁) などがある。

<sup>29</sup> Viviane Reding, “The EU Data Protection Reform 2012: Making Europe the Standard Setter for Modern Data Protection Rules in the Digital Age” (2012.01.22), <[http://europa.eu/rapid/press-release\\_SPEECH-12-26\\_en.htm](http://europa.eu/rapid/press-release_SPEECH-12-26_en.htm)> (last visited June 15, 2015)

<sup>30</sup> European Parliament legislative resolution of 12 March 2014 on the proposal for a regulation of the European Parliament and of the Council on the protection of individuals with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data (General Data Protection Regulation) (COM(2012)0011-C7-0025/2012-2012/0011(COD))

を削除するなどの修正を行ったが<sup>31</sup>、2014 年 5 月 13 日に欧州司法裁判所(Court of Justice of the European Union、ECJ)<sup>32</sup>が忘れられる権利と関連した判決<sup>33</sup>を宣告したことから忘れられる権利に関する関心や論争はより一層激しくなった。この判決<sup>34</sup>は、いわゆる「忘れら

---

(Ordinary legislative procedure: first reading) (2014.03.12.) (以下では「GDPR 修正案」という)。

<sup>31</sup> ‘the right to be forgotten and to erasure’ が ‘the right to erasure’ で修正 (<http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?pubRef=-//EP//TEXT+TA+P7-TA-2014-0212+0+DOC+XML+V0//EN> 参照 (2015 年 06 月 15 日))

<sup>32</sup> 欧州連合 (EU) の最高裁判所として、ルクセンブルクの首都であるルクセンブルク市に位置している。欧州司法裁判所 (ECJ) は、EU 条約および諸法律の統一的解釈とその適用に関する判決を通じて EU 法を保障する役割を担っている。

<sup>33</sup> Case C-131/12, *Google Spain SL, Google Inc. v Agencia Espanola de Proteccion de Datos (AEPD), Mario Costeja Gonzalez* (2014.05.13.).

<sup>34</sup> この判決が検討すべき争点として取り上げたのは、①管轄権に関する事項、②検索エンジン事業者の活動に関する事項、③検索エンジン事業者の責任ないしは義務に関する事項、そして④忘れられる権利の範囲に関する事項の四つに要約することができる。まず、上記①の事項で問われているのは、「EU データ保護指令の領域的ないし地理的な適用範囲であり、これをより具体的に言えば、グーグル検索を運営するグーグル社はアメリカに所在地があるところ、本件において EU データ保護指令およびこれを実施したスペイン国内法を適用することは可能かどうか、ということである。これに対して欧州司法裁判所は、検索エンジン事業者が、検索エンジンが提供するサービスの収益性を高めるために、検索エンジンが提供する広告スペースの販売促進を行う目的で設置されているのならば、当該データ処理は、EU 指令の意味する、個人データ処理が加盟国の域内における管理者の施設の活動の文脈において行われた、と意味すると解釈されるもの」とする。第二に、②の事項で問われているのは、「検索エンジン事業者の活動が同指令 2 条 (b) 項にいう「個人データの処理 (processing)」にあたるかどうか、そして、もしそうであるならば、その検索エンジン事業者は同指令 2 条 (d) 項にいう個人データ処理の「管理者 (controller)」にあたるか否か、ということである。これに対して欧州司法裁判所は、指令の 2 条 (b) 項および (d) 項は、(1) 検索エンジンの活動は、第三者によってインターネット上に公表または置かれた情報を見つけ、それを自動的にインデックス化し、それを一時的に保存し、最後にそれをインターネットの利用者の特定の選好順序で入手可能とすることにあるところ、その情報が個人データを含む場合には、2 条 (b) 項の意味での「個人データの処理」として分類されるべきであるとともに、(2) その検索エンジン事業者は、この処理に関して、2 条 (d) 項の意味での「管理者 (コントローラー)」としてみなされるべきである」と意味するとして解釈する。第三に、③の事項で問われているのは、「指令 12 条 (b) 項および 14 条 (a) 項などは、同条項に定められた諸権利を遵守するためには、また、同条項に定められた諸条件を実際に満たす限りでは、検索エンジン事業者は、ある人の名前に基づいて検索を行った後に表示される結果リストから、第三者によって公表されてその当該人に関する情報を含んだウェブページへのリンクを、当該名前または情報が同ウェブページから事前にまたは同時に削除されていない場合でも、さらに事案によっては同ページ上での当該公表それ自体は合法的である時にも、削除することを義務づけられる」と意味するとして解釈される。第四に、④の事項で問われているのは、「指令 12 条 (b) 項および 14 条 1 段 (a) 項は、同条項を適用するための諸条件を評価するに際しては、とりわけ、データ主体が、その主体個人に関して争われている情報は現時点では同人の名前に基づいて検索を行った後に表示される結果リストによって同人の名

れる権利」の実体的な権利性を認めた最初の判決である。この判決以前の忘れられる権利は、自己情報コントロール権の一部としてその具体的な内容や範囲を取り扱って、個人のプライバシー保護および自己情報コントロール権の拡張という意味からそれを認める傾向が強かった<sup>35</sup>。しかし、この判決をきっかけとして忘れられる権利は、個人情報と関連した実定法上の具体的な内容を持つ具体的な権利として認められることになった。さらに、この判決は、法律に基づいて作成・掲示した個人情報のインデックス化を行って処理する場合にも、相当な時間が経てば、忘れられる権利を認めることができるということを明らかにした判例であることからその意義が大きいといえる<sup>36</sup>。そして該当する情報が、一般公衆の利益より優先され、かつ検索エンジン運営者の経済的な利益だけのためのものである場合には、忘れられる権利は優越的地位を持つと判断されるので、忘れられる権利の重要性に対してもう一度確認することができるきっかけになったと評価される。ちなみに、情報主体が公的領域で担当する役割など、検索による関連情報へのアクセスが、一般大衆の利益より優先になることが立証できるほどの特別な理由がある場合には、例外的に該当情報の主体の基本権に対して制限することが正当であると判示することにより、忘れられる権利もその制限ができるということを明らかにした。

ヨーロッパだけでなく全世界では、欧州司法裁判所の該当判決の以来、それと関連して多くの議論を起こした<sup>37</sup>。

### 3. 忘れられる権利の概念

#### 3. 1. 忘れられる権利の意義

##### 3. 1. 1. 記憶する権利と忘却

記憶とは、人が生きていく上で、死んでも忘れられないことがあるし、忘れないと生きていけないことがある。ところで、記憶は死んだら忘れることができそうだったことも、そのほとんどはある程度時間が経てば自然に忘れていく。そのように忘却というのは、自然な生

---

前にもうリンクされるべきではないとする権利を、有しているか否かが検討されるべきであるものの、そこで当該権利を認めるためには、争われている情報が同リストに含まれることが同データ主体に不利益を生じさせることは必要とされない、と意味すると解釈されるものとする。そのデータ主体は、憲章7条および8条の下での基本的権利に照らして、争われている情報が当該結果リストに含まれるがゆえに一般公衆に入手可能にされることはもうなくなるように要求することができることから、これらの権利は、原則として、検索エンジン事業者の経済的利益のみならず、一般公衆が同データ主体の名前に関する検索によって当該情報にアクセスできるという利益にも優先する。しかしながら、このことは、もし、そのデータ主体が公的生活において果たす役割のような特定の理由のために、同人の基本的権利への介入が、争われている情報が同結果リストに含まれるがゆえにアクセスできるという一般公衆の優越的利益によって正当化されることになれば、当てはまらなくなる」と解釈される。

<sup>35</sup> 韓国情報化振興院「‘잊힐 권리’ 관련 유럽사법재판소 판결 분석 및 시사점」『情報化法制研究 報告書』(2014) 6 頁。

<sup>36</sup> 中西優美子「Google と EU の「忘れられる権利(削除権)」(VI(2))—EU 法における先決裁定手続に関する研究」『自治研究』(第九十巻第九号)(2014) 102-103 頁。

<sup>37</sup> 日本では、2014 年 10 月に東京地裁がほぼ欧州司法裁判所の判決と同様の論拠に、Google に特定の男性の検索結果を削除するようにする仮処分を下したが、これに関する専門家の間の意見が分かれている。(「ウォール・ストリート・ジャーナルで学ぶ経済英語今週のキーワード right to be forgotten 忘れられる権利」『エコノミスト』(2014) 106 頁。)

理現象の結果であるのに、情報社会に入り込んだことによりすべての情報が永遠に死なない状況となってしまったのだ<sup>38</sup>。

### 3. 1. 2. 概念

忘れられる権利について、「ネット上で潜在的に存在する、自分と関連した情報を含む、様々な資料の削除を求めることで、該当資料から自由になる権利」と定義する観点がある<sup>39</sup>。しかし、そのような概念の定義は、忘れられる権利に対する断片的な理解から導き出されたことであるので、適切ではない。したがって、2010 年欧州委員会の「ヨーロッパ共同体の個人情報保護に関する包括的アプローチのレポート」で、忘れられる権利を「個人のデータを、適法した目的のために、これ以上不要となった際に、そのデータがそれ以上処理されないようにして、削除することができる個人の権利」<sup>40</sup>と定義したのがより明確なことであると見える。

しかし、それも定義としては足りない。そのため、忘れられる権利のもっと正確な概念の定義のためには、何より忘れられる権利の必要性に対して考えてみなければならない。忘れられる権利という概念が必要になった最も大きい理由は、インターネット媒体を通じた情報流通の広範囲な接近可能性 (accessibility)<sup>41</sup>と永続性 (durability)<sup>42</sup>、そして包括性 (comprehensiveness)<sup>43</sup>による権利侵害を救済するためである。すなわち、忘れられる権利は、ネット上で自らまたは他人によって持続的に検索される自分に関連した情報を含む資料を削除または検索遮断などの措置を講じることから、他人がアクセスすることができないようにする権利の性格を持ち、それと共に情報提供サービスと関連して、情報削除や検索遮断のような一定の措置を権限のある者 (ISP あるいは検索エンジン事業者など)<sup>44</sup>に求めることができる権利である<sup>45</sup>。それなら、今作成されたばかりの情報に対しても忘れられる権利が認められるか。忘れられる権利は、適法な情報であっても、不要となった際に、認められる権利であることから、「時間の経過」という条件が不可欠なものである。したがって、今作成されたばかりの情報については、簡単に認められることができないと思われる。

したがって、忘れられる権利というのは、自らの情報が相当な期間を経過したことで、適法な目的なら、それ以上不要となったのに、他人によって持続的に検索されたか、検索され

<sup>38</sup> 伊藤英一「「記憶する義務」から「忘れられる権利」の時代へ」『ジャーナリズム&メディア：新聞学研究所紀要』(2012) 230 頁以下参考。

<sup>39</sup> Norbert Nolte, Zum Recht auf Vergessen im Internet, ZRO 8/2011.

<sup>40</sup> EUROPEAN COMMISSION, COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL, THE ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS I A comprehensive approach on personal data protection in the European Union, Brussels, 4.11.2010 COM(2010) 609 final, p.8.

<sup>41</sup> ビクター・マイヤー=ショーンベルガー(久本 寛 譯)・前掲書 150-153 頁。

<sup>42</sup> ビクター・マイヤー=ショーンベルガー(久本 寛 譯)・前掲書 153-154 頁。

<sup>43</sup> ビクター・マイヤー=ショーンベルガー(久本 寛 譯)・前掲書 154-166 頁。

<sup>44</sup> 2014 年 5 月 13 日に欧州司法裁判所で忘れられる権利がとくに問題になっているのはグーグルのような検索エンジン事業者との関係にある。

<sup>45</sup> 권현영 「‘잊혀질 권리’의 국내 제도 도입 반영 방안 연구」 (한국인터넷진흥원, 2012. 11 頁。



る恐れのある状況に置かれている場合、それを削除するか、情報検索の遮断を求めることができる権利であると定義されなければならないと考えられる<sup>46</sup>。

### 3. 2. 忘れられる権利の法的性格および特徴

#### 3. 2. 1. 法的性格

忘れられる権利は法的性格として、忘れられる権利は典型的な私人間効力が認められる基本権の性格を持つ。個人が他の個人に削除を求めるか、または検索エンジン事業者に検索遮断を求めることができる権利の性格を持っているためである。このような直接的な私人間効力が認められる基本権をめぐる憲法学界の争いは少なくない。韓国において基本権の私人間効力が直接に認められるのは、憲法が明文規定として認めること、または基本権の性質により直接的に効力を現わすことに限られる。前者については、憲法第 35 条第 1 項の環境権と憲法第 21 条第 4 項のメディア出版によって被害された基本権であり、後者については、労働三権を挙げられる<sup>47</sup>。

そして、忘れられる権利は防御的な権利だけでなく、能動的権利の性格を持っている<sup>48</sup>。前者の防御的・消極的権利は、プライバシーが公表・侵害されない法律上の利益であって、そのような法律上の利益が侵害された時は裁判等を通してその法的責任を問うことができ、これを事後的救済という。したがって、忘れられる権利は、国家に対する防御的性格を持っているが、私人に対する削除の要求や検索遮断を求めることができる権利であるので、本質的には請求権の性格を持っている。それに対して後者の能動的・積極的権利は、自らの情報を情報主体が自らコントロールすることができることを意味する。言い換えると、「被害を受けない法律上の利益」に留まらず、「…させる法律上の利益」すなわち、能動的に相手(個人情報を取り扱う者など)を誘導する性質を有する<sup>49</sup>。

#### 3. 2. 2. 内容的特徴

忘れられる権利の内容的特徴については、大別して 3 つに分かれる。

第一は、忘れられる権利は公にしておくことを目指してネット上に掲示し配信した資料に関する権利ということである。したがって、一次的な情報の作成・掲示・配信に対する制限や侵害の問題ではなく、情報作成および掲示による公開以後の該当情報の状態に対する二次的権利である<sup>50</sup>。

第二は、いわゆる忘れられる権利が認められる場合、その権利に対する制限ないし侵害の状況が、単発的に済むことなく、現実的な持続性と同時に、現在にはその権利に対する制限ないし侵害の状況が行われてないがいつか行われる可能性のある潜在的な持続性まで有することである<sup>51</sup>。したがって、被害に対する実際的な予測ができず、明確な救済の方法が技術的にできるかどうかの議論も必要になる。その特異性は、デジタル・メモリーの固有の

<sup>46</sup> 박용숙·김학성「잊혀질 권리에 관한 헌법적 고찰」『헌법학연구』(2015.3) 322-324 頁。

<sup>47</sup> 詳細については、김학성・前掲書 316-317 頁参照。

<sup>48</sup> 阪本昌成「プライバシー保護と個人情報保護の違い」『Nextcom』(2012) 23 頁。

<sup>49</sup> 阪本・前掲論文 24 頁。

<sup>50</sup> 박철우「인터넷상 지속적으로 검색되는 문제의 헌법적 해결」(부산대학교 석사학위논문, 2012) 48 頁。

<sup>51</sup> 박철우・前掲論文 48 頁。

特性である広範囲な情報への接近の可能性や情報の持続可能性、そして情報検索・提供の包括性による<sup>52</sup>。

第三は、基本権の主体が忘れられる権利を主張する場合、その問題は資料の作成者・単純利用者・資料提供サービスを提供する者の権利のすべてを調べなければならない複合的な構造を持つことになる<sup>53</sup>。そして、そのような状況的・構造的異質性によって、忘れられる権利があるかどうかは、基本権の衝突関係を前提とした問題として考えられる。

### 3. 3. 忘れられる権利の内容

#### 3. 3. 1. 削除要求権

削除要求権は、忘れられる権利において最も基本的な権利である。削除要求権は情報の主体が望まない自らに関連した情報を、最も有効な方法で除去することができるが、それは相当な期間が経過したのに、自らに関連した情報が残っている場合、自らが作成した資料に対して自らが削除することができるように、権限のある者に求めることができる権利であるためである。また、関連情報に対して自ら処理する権限がないか、または自らが削除することができない場合は、該当する情報資料に対する削除を権限のある者に求めることができる権利を含む。

論者によっては、現在の韓国の「情報通信網利用促進および情報保護などに関する法律（以下、情通信網法）」第 44 条の 2 第 1 項<sup>54</sup>および第 4 項<sup>55</sup>と「個人情報保護法」第 36 条第 1 項<sup>56</sup>の削除要請権または削除要求権を、忘れられる権利の削除要求権の内容として取り扱っているが、これは適切ではない。上記の規定は忘れられる権利を法化したのではないので、忘れられる権利に採用することに法理上の問題がある。また、その規定では、個人情報処理者が個人情報を取得する目的で収集した個人情報については、訂正や削除請求権の対象となっているが、個人情報取得を目的とせず収集された情報については規定がないからである<sup>57</sup>。そして、情通信網法および個人情報保護法の諸規定には、私生活侵害あるいは名誉毀損など

---

<sup>52</sup> 문재완 「프라이버시 보호를 목적으로 하는 인터넷 규제 의의와 한계— ‘잊혀질 권리’ 논의를 중심으로」 『언론과 법』 (2011) 12-13 頁。

<sup>53</sup> 조소영 「잊혀질 권리—정보의 웰다잉(Well-dying)을 위한 법리 검토—」 『공법연구』 (한국공법학회, 2012) 438 頁。

<sup>54</sup> 「情報通信網利用促進および情報保護等に関する法律」 第 44 条の 2(情報の削除要請等)①情報通信網を通じて一般に公開を目的として提供される情報で私生活侵害、もしくは名誉毀損等他人の権利が侵害された場合、その侵害を受けた者は該当情報を取り扱いする情報通信サービス提供者に侵害の事実を疎明して、その情報の削除または反論内容の掲載(以下「削除等」という)を要請することができる。

<sup>55</sup> ④情報通信サービス提供者は、第 1 項に基づく情報の削除要請にもかかわらず、権利の侵害の有無を判断することが困難、もしくは利害関係者間で争いが予想される場合には、その情報に対するアクセスを一時的に遮断する措置(以下「一時措置」という)をすることができる。この場合、一時措置の期間は 30 日以内とする。

<sup>56</sup> 「個人情報保護法」 第 36 条 (個人情報の訂正・削除) ①第 35 条により自身の個人情報を閲覧した情報主体は個人情報処理者にその個人情報の訂正または削除を要求することができる。ただし、他の法令でその個人情報が収集対象として明示されている場合には、その削除を要求することができない。

<sup>57</sup> 奥田喜道編・前掲書 236 頁。

の権利侵害が起こられた場合に限り、削除請求権が認められているのに<sup>58</sup>、忘れられる権利は、誤った情報の是正や削除の要求でなく、正当な情報であっても相当な期間が経過したことから、情報の主体の人格を維持しかつ時が経過してもはや公表が不必要になった表現から保護するために、求めることができるので、そのことから異なる内容である。さらに、情通信網法上の削除請求権は、情報の主体が自ら侵害された事実を説明して要求しなければならないし、要求された場合にも情報通信サービス提供者の判断に基づいて削除または臨時的遮断の措置を認めているだけである。すなわち、情通信網法上の削除請求権は、削除または臨時的遮断の措置などに関する判断権が情報通信サービス提供者にあるということで、忘れられる権利の内容である削除請求権とは異なり<sup>59</sup>、それで忘れられる権利を正しく保障するには無理がある。ただし、忘れられる権利が法化される前までは、性質が許される限り、類推適用することはできると思われる。

### 3. 3. 2. 検索遮断要求権

忘れられる権利の基本的な権利である削除要求権が許されたとしても、忘れられる権利が完成されたとはいえない。インターネット環境の特性上、該当する資料を不特定多数の人が検索することができるだけでなく、そのような資料を複製・保存、または、第三者に提供することができるので、原本資料に対する削除要求権が認められて情報が削除されたといっても、数多くの複製版または修正版などがネット上に相変らず存在して検索されるためである。これを備えるためのものが検索遮断要求権である。検索遮断要求権とは、要求権者と関連した情報に対する検索を遮断するように、検索エンジン事業者に求めることができる権利であるが、そのような検索遮断要求権が認められることで忘れられる権利ははじめて完成されるといえる。

「個人情報保護法」第 37 条<sup>60</sup>には、検索遮断要求権に似ている処理停止要求権の規定がある。しかし処理停止要求権も忘れられる権利を法化したのではないので、忘れられる権利に

<sup>58</sup> 조소영・前掲論文 447-448 頁; 구본근「저널리즘 관점에서 '잊혀질 권리'와 언론피해구제 연구 : 묵은 기사의 인터넷 삭제를 중심으로」(한양대학교대학원 박사학위논문, 2015) 45 頁。

<sup>59</sup> 조소영・前掲論文 448 頁

<sup>60</sup> 第 37 条(個人情報の処理停止等) ①情報主体は、個人情報処理者に対して自身の個人情報処理の停止を要求することができる。この場合、公共機関に対しては、第 32 条により登録対象となる個人情報ファイル中の自身の個人情報に対する処理の停止を要求することができる。②個人情報処理者は、第 1 項による要求を受けたときは、遅滞なく、情報主体の要求によって個人情報処理の全部を停止または一部を停止しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、情報主体の処理停止要求を拒絶することができる。

1. 法律に特別の規定がある場合や、法令上の義務を遵守するために避けられない場合
2. 他の人の生命身体を害する恐れがあったり、他の人の財産と、その他の利益を不当に侵害するおそれがある場合
3. 公共機関が個人情報を処理しなければ、他の法律の定める所掌事務を行うことができない場合
4. 個人情報を処理しなければ、情報主体と約定したサービスを提供できないなど、契約の履行が困難な場合として、情報主体が、その契約の解除意思を明確に示していない場合

適用することは適当ではない。前述したように、忘れられる権利は、誤った情報の是正や削除要求でなく、正当な情報であっても、相当な期間が経過することから情報の主体の人格を維持、歪曲した表現から保護するために求めることができるのである。ただし、この条項も忘れられる権利が法化される前までは性質が許される限り、類推適用することはできると思われる。

#### 4. 韓国における忘れられる権利の憲法上の根拠

韓国では、忘れられる権利が憲法上の基本権なのか、法律上の権利なのかについても論者によって一定ではない。具体的には、憲法上の基本権ではなく法律上の権利であると理解する見解<sup>61</sup>、プライバシー権の拡張であると理解する見解<sup>62</sup>、自己情報コントロール権であると理解する見解<sup>63</sup>などがあるが、忘れられる権利は新しい独自の基本権であると理解しなければならない。そして、忘れられる権利の憲法上の根拠は、一般的人格権をその内容とする大韓民国憲法第 10 条<sup>65</sup>の幸福追求権から求めなければならない<sup>66</sup>。

##### 4. 1. 一般的人格権としての忘れられる権利

一般的人格権の憲法上の根拠について、尊厳から求める観点とプライバシーの自由から求める観点、幸福追及権から求める観点など、様々な見解が主張されてきたが<sup>67</sup>、一般的人格

---

③個人情報処理者は、第 2 項ただし書により処理停止要求を拒絶したときには、情報主体に遅滞なくその事由を通知しなければならない。

④個人情報処理者は、情報主体の要求によって処理が停止された個人情報に対して、遅滞なく、当該個人情報の破棄等必要な措置を講じなければならない。

⑤第 1 項から第 3 項までの規定による処理停止の要求、処理停止の拒絶、通知等の方法および手続に必要な事項は大統領令で定める。

<sup>61</sup> 박진우・前掲論文 173 頁；奥田喜道編・前掲書 237 頁。

<sup>62</sup> 이재진・구본근「인터넷상의 지속적 기사 유통으로 인한 피해의 법적 쟁점 ‘잊혀질 권리’ 인정의 필요성에 대한 탐색적 연구」『韓國放送學報 22-3』(2008) 205-206 頁；유일상『言論倫理法制論』(博英社, 2007) 参照。

<sup>63</sup> 정영화「헌법상 정보 프라이버시로서 ‘잊혀질 권리’」『法學論考』(慶北大學校法學研究院, 2012) 573 頁。

<sup>64</sup> 自己情報コントロール権の憲法的根拠については、憲法第 17 条の私生活の秘密と自由として理解する見解(권영성・前掲書 458 頁；허순철「인터넷 檢索과 個人情報自己決定權」『公法學研究』(韓國比較公法學會, 2009) 169 頁参照)、憲法第 10 条の人間の尊厳と価値および幸福追求権に基づいて、一般的人格権として理解する見解(김철수『憲法學(上)』(博英社, 2008) 838 頁参照)、独自の基本権と理解する見解(김배원「情報基本權(下)」『考試界』(考試界社, 2002) 30-31 頁参照)などがある。

<sup>65</sup> 「大韓民国憲法」第 10 条 すべての国民は、人間としての尊厳および価値を有し、幸福を追求する権利を有する。国は、個人の有する不可侵の基本的人権を確認し、これを保障する義務を負う。

<sup>66</sup> 박용숙・김학성・前掲論文 328 頁。

<sup>67</sup> 尊厳から求める見解(김철수『헌법학신론』(博英社, 2013) 493 頁)、プライバシーの自由から求める見解(권영성・前掲書 449 頁)、幸福追及権から求める見解(계희열『헌법학(중)』(博英社, 2007) 208 頁；김선택「행복추구권과 헌법에

権は幸福追及権の一部として理解しなければならない。なぜなら、一般的人格権は、それに対する制限ができるので、制限できない尊厳権から憲法上の根拠を求めるのは適当ではない。さらに、プライバシーの秘密から一般的人格権の憲法上の根拠を求めることは、私生活の秘密と人格権に対する誤解によるものである。人格権の侵害は私生活に限らない。例えば、個人が話すことや行動に対する不正確な引用、歪曲描写、操作報道などの名誉毀損に対する措置は、プライバシーの秘密への侵害でなく、一般的人格権に対する侵害となる。それと同時にプライバシーの秘密は、違法収集からの個人情報の保護のことを示すが、一般的人格権は、個人情報の違法処理による基本権の侵害を保護する。

一般的人格権とは、個人の固有な人格的価値を実現し、人格的な価値が侵害されない権利のことをいう<sup>68</sup>。人間は、各々の人生を自らが決定しなければならない、自らの人生を自由に営むことができるようになることで人格の自由な発現ができることになる。さらに、自らの人生が、外部からみて、歪んで見えなくなってから初めて人格的な人生を生きていくことができる。したがって、一般的人格権は、人格の自由な形成、人格の自由な維持および人格の自由な表現がその内容である。ここで、人格の自由な維持とは、人格に対する外部からの干渉を排除することができる権利をいうが、人格の維持は社会的に理解されなければならない。それと同時に人格権は人格の自由な表現、すなわち、歪まずに表現される権利を保障する。したがって、自らをおとしめる表現や自らの意思に反する、自らに関する表現に対し防御することができるが、個人の名誉・肖像・氏名・個人情報に関する決定権・反論権などが該当する<sup>69</sup>。

忘れられる権利は、人格の自由な維持や人格の歪まれた表現を防止するために要求される基本権の性格を持つ。人は自らの個人情報、身体に関する情報、他人との関係に現れた各種情報、自らに対する他人の判断など、様々な情報の洪水の中に住んでいる。すべての情報は表現の自由の対象となることから知る権利の対象になるので、勝手に消したり削除したりすることはできない。しかし、個人の情報の中には、相当な期間が経過して世間の関心を引っ張ることができないながらも引き続き残っていて、情報の主体を困らせる情報が多数あるとしたら、それに対する適切な解決策が求められる。それが忘れられる権利が憲法上に保障されなければならない理由である。

公益に影響しないにもかかわらず、誰かによっていつもチェックされることがあれば、その可能性があるだけでも人格の自由な維持は脅かされることになる。それによって人格が誤った評価を受け、さらに歪んだ表現が続くことになると、憲法が指向する人間の尊厳は大きく脅かされることになり、幸福を追求することができる権利は立つ場所を失ってしまうのだ。

そして、前述のように忘れられる権利は直接的な私人間効力が認められる基本権である。したがって、客観的な価値秩序からその憲法上の根拠を求めなければならない。したがって、忘れられる権利の憲法上の根拠を第 10 条の人間の尊厳から調べるか、または第 17 条のプライバシーの秘密および自由などから求めることは適当な理解にならないと考えられる<sup>70</sup>。

---

열거되지 아니한 권리의 기본권체계적 해석』 『안암법학』 (안암법학회, 1993) 191 頁; 한수용 「헌법상의 인격권—특히 헌법 제 10 조의 행복추구권, 일반적 인격권 및 헌법 제 17 조의 사생활의 보호에 관하여—」 『헌법논총』 (2002) 637 頁) などがあ

<sup>68</sup> 김학성・前掲書 386 頁。

<sup>69</sup> 詳細については、박용숙・김학성・前掲論文 330 頁参照。

<sup>70</sup> 박용숙・김학성・前掲論文 330 頁。

#### 4. 2. 自己情報コントロール権と忘れられる権利

忘れられる権利における憲法上の根拠を自己情報コントロール権<sup>71</sup>から求める観点がある<sup>72</sup>。その観点は、個人情報保護法が何回も改正される中で、情報の主体が持つ権利が強くなりかつ保障の範囲が拡大されたことから、同法上の自己情報コントロール権と忘れられる権利を同様な権利として認識している<sup>73</sup>。もちろん、自己情報コントロール権と忘れられる権利の両方とも個人情報をその対象としていることは似ている。しかし、保護領域に差がある。すなわち、自らに関する情報を強制的に収集するか、または収集された情報を他人が使うようにさせる場合には、法律上の根拠が必要になり、これに対する統制権は個人に認められるが、それが自己情報コントロール権である。そのような自己情報コントロール権は、それと同時に情報の閲覧および誤った情報の修正・統制権も含まれる。それに対して、忘れられる権利は、正当な情報であるが<sup>74</sup>、相当な期間が経ったのに、個人情報が漏えいされる場合、これに対する抹消と処理の禁止を求めることができる権利をいう。したがって、自己情報コントロール権と忘れられる権利は区別しなければならないことから、忘れられる権利の憲法上の根拠を自己情報コントロール権から求めるという観点は妥当なものではない。

#### 5. 忘れられる権利の制限と限界

忘れられる権利の限界と関連しては、表現の自由との衝突だけでなく、営業の自由、財産権などの侵害を調べなければならないという主張がある<sup>75</sup>。ところで、韓国の憲法裁判所や大法院（最高裁判所）において基本権の衝突を解決するために採用した基本権の序列理論によると、経済的・社会的な基本権に対して人格的な価値を優先としなければならない<sup>76</sup>。したがって、個人情報の拡散から人間の「尊厳(dignity)」を保障しようとする、すなわち情報の主体の人格を保護しようとする忘れられる権利は、経済的・社会的な基本権である営業の自由と財産権より当然に優先視される。

また、情報プライバシー権を財産権(property)に属するものとするアメリカでは、原則的に知る権利、表現の自由などの基本権に、修正憲法第 1 条で優越的地位を保護しているので、忘れられる権利が認められにくい。ただ、例外として表現の自由の限界あるいは制限として、

---

<sup>71</sup> 自己情報コントロール権に関する詳しい内容は、佐藤 幸治「憲法 13 条と自己情報コントロール権 (情報ネットワーク法学会特別講演会 個人情報保護、自己情報コントロール権の現状と課題)」『エヌ・ビー・エル』(2009) 参照。

<sup>72</sup> 忘れられる権利の憲法的根拠を自己情報コントロール権から求める見解は、再び個人情報の自己決定権と社会的な人格像の自己決定権の性格を持つ基本権(문재완・前掲論文 114 頁)、忘れられる権利は、情報主体である個人自身に関する個人情報の削除と処理の制限を、その主な内容とするという点で、自己情報コントロール権の一つとして考えなければならないという見解(Chris Conley, The Right to Delete, 2010 AAI(the Association for the Advancement of Artificial Intelligence) Spring Symposium Series, Palo Alto, California: AAI Publications, 2010, p.54 (<http://www.aaai.org/ocs/index.php/SSS/SSS10/paper/view/1158/1482>)).、そして憲法第 10 条の人間の尊厳と価値および幸福追求権と第 17 条の情報のプライバシーの権利(自己情報統制権)(정영화・前掲論文 573 頁)から求められると理解する見解などと細分できる。

<sup>73</sup> 정영화・前掲論文 576-593 頁。

<sup>74</sup> プライバシーを侵害する情報は、統制権で処理することができる。

<sup>75</sup> 권영훈「잊혀질 권리에 관한 연구」(인하대학교대학원 석사학위논문, 2015) 43 頁。

<sup>76</sup> 김학성・前掲書 336 頁。

「重大な国家利益(compelling interest of state)」が優先される時は削除を求めることができる余地がある<sup>77</sup>。

したがって、以下には忘れられる権利と表現の自由の中でどちらを優先とするのかを中心として忘れられる権利の限界と関連した問題について記述する。

### 5. 1. 忘れられる権利の限界

表現の自由と人格権の衝突は<sup>78</sup>、どの社会を問わず最も複雑な法的問題である。表現の自由というのは、いかなる事項についても考えることを外部に表出することができる自由を意味する。実際に表現の自由は民主国家の組織原理と直結され、それによって民主的な国家組織が成り立つことができる。したがって、大韓民国憲法第 21 条第 1 項では「すべての国民はメディア・出版の自由と結社の自由を持つ。」と明示することでそのような権利を保障している。それで、表現の自由はいつも自由に行使されなければならない。しかし、その表現の行為が発信者と受信者の両方の人権および第三者の人権を侵害してはならない。それに対し憲法第 21 条第 4 項では「メディア・出版は他人の名誉や権利または、公衆道徳や社会倫理を侵害してはならない。メディア・出版が他人の名誉や権利を侵害した時には、被害者はそれに対する被害の賠償を請求することができる。」と規定している。しかし、現在の高度な科学技術の発達とメディアが商業勢力に掌握されることによって、個人の名誉やプライバシーの侵害が社会問題となり、「メディアと人権」<sup>79</sup>という双方の関係が新しい構図になってきた。ジェフリー・ローゼン(Jeffrey Rosen)教授は、忘れられる権利の提唱が、プライバシーと表現の自由との適切な衡量に関するヨーロッパとアメリカの考え方に対する劇的な衝突を誘発させたと指摘したりもする<sup>80</sup>。

そのため、忘れられる権利と表現の自由が衝突する場合は、対立する当事者の基本権が十分に尊重され保護される、合理的な解決策を提示しなければならない。ところで、大韓民国憲法は基本権の衝突がある場合、それに対する解決策を提示していない。単にこの問題を学説と判例に任せているだけだ。それに対して、学界は基本権の衝突の代表的解決方法として基本権の序列理論(一般的・抽象的な法益衡量)と実際の調和原則(具体的・個別的な法益衡量)を提示している<sup>81</sup>。

#### 5. 1. 1. 基本権の序列理論(一般的・抽象的な法益 衡量)

<sup>77</sup> 박정훈 「잊혀질 권리와 표현의 자유, 그리고 정보프라이버시」 『公法學研究』 (韓國公法學, 2013) 594 頁参照。

<sup>78</sup> 基本権の衝突とは、複数の基本権の主体がそれぞれの法益を貫徹するために、互いに対立する基本権を主張する場合に基本権相互の関係を意味する。(金学成・前掲書 333 頁) このような基本権の衝突の概念について多数説 (권영성・前掲書 337 頁) および憲法裁判所 (헌법재판소 2005.11.24, 2002 헌마 95 판결) は、複数の基本権の主体がお互いの權益を実現するために「国家に対して」対立する基本権を主張する場合として定義する。

<sup>79</sup> 清水英夫は、「言論と人権」という表現がまるでマスコミは、人権の外に活動していることが認められるおそれがあることを指摘しながら、メディア活動も基本権であり、名誉権やプライバシーも基本権であるだけに、本質的にこれを「人権と人権の矛盾」として理解されるべきであると指摘している。(清水英夫編『マスコミと人権 (三省堂、1987) 1-2 頁。)

<sup>80</sup> See Jeffrey Rosen, *supra* note 14.

<sup>81</sup> 基本権の衝突の解決方法について詳しいことは、박용숙 「公인의 名譽保護와 表現의 자유」 (江原大學校大學院 博士學位論文, 2014) 155 頁以下参照。

基本権の序列理論とは、それぞれの基本権はその中で序列と位階があり、それを確定することができるという前提があり、互いに衝突する基本権の中から序列の高い基本権を優先とする理論をいう。言い換えると、衝突する基本権間の保護法益衡量を行った後、より重要で価値のある法益を保護する基本権を優先とするものとする<sup>82</sup>。基本権の序列理論における法益衡量は、具体的な事件や状況に関わらず、抽象的に法益の優劣を定めることで、それを衝突する基本権に適用するので、一般的・抽象的な法益衡量であるといえる<sup>83</sup>。基本権間の優劣を判断する基準は、何よりも生命権を最も優先視すること、経済的・社会的な基本権に対して人格的な価値を優先視すること、人間らしい生存のための基本権を、他の法益のための基本権より優位におくことから、平等であることに対して自由であることを優先としている<sup>84</sup>。

表現の自由については、1938 年ストーン(Stone)裁判官によって「優越的地位(preferred position)」<sup>85</sup>の原則が主張された<sup>86</sup>。その原則によると、表現・思想の自由は憲法上の自由権の中で、他の全ての自由の基盤であり、なくてはならない前提条件であるので、それを制限するといずれかの自由や定義もありえない。したがってメディア・出版の自由と宗教の自由については、自由権の中で優越的地位が認められる<sup>87</sup>。実際にアメリカでは忘れられる権利と表現の自由の中で、表現の自由に対する優越的地位を認めるのが主流になっている<sup>88</sup>。

### 5. 1. 2. 実際的な調和の理論(具体的・個別的な法益衡量)

実践的の整合理論とは、基本権が衝突する場合、法益衡量や序列からいずれかの基本権を他の基本権より優先とする方法より、憲法の統一性原理を踏まえて関連の基本権のすべてが実現できるように、相互の情緒的な関わりを持たなければならないということで、関連したすべての法益を最上の形で実現することに重点を置いたのである。すなわち、実際的な調和は、基本権衝突において一つの基本権を選択することではなく、両立を模索することである<sup>89</sup>。

---

<sup>82</sup> 基本権の衝突を法益衡量に基づいて解決するためには、基本権相互の効果の優劣を判断するための合理的な基準を提示しなければならない。しかし、そのような基準の提示するのは容易ではない。

<sup>83</sup> 김학성・前掲書 336 頁。

<sup>84</sup> 권영성・前掲書 342 頁

<sup>85</sup> エマーソンは、表現の自由の優越的地位の根拠として「4 つの機能(function)」、すなわち①個人の自己満足 (Individual self-fulfillment)、②真理を発見 (Attainment of Truth)、③民主的な意思決定への参加 (Participation in Decision-Making)、④社会の安定と変化の間のバランス (Balance Between Social Stability and Change) を提示しているが、一般的には「思想の自由市場 (marketplace of ideas)」、「自己統治 (self-governance)」と「自己実現 (self-fulfillment)」を提示している (T. I. Emerson, "Toward a General Theory of the First Amendment", 72 HARV. L. REV., 1963, p.877.)。

<sup>86</sup> United States v. Carolene Products Co., 304 U. S. 144.

<sup>87</sup> 문홍주『第 6 共和國 韓國憲法』(해암사, 1988) 277 頁。

<sup>88</sup> Jeffrey Rosen, "Free Speech, Privacy, and the Web That Never Forgets", 9 J. ON TELECOMM. & HIGH TECH. L., 2011, p.347; Paul M. Schwartz, "The EU-US Privacy Collision: A Turn to Institutions and Procedures", 126 HARV. L. REV. 2013, p.1995.

<sup>89</sup> 김학성・前掲書 337 頁。



そのような実質的な調和の原則を採用することにおいては、比例原則(制限の平等原則)と代案式方法(折衷案の解決)<sup>90</sup>という二つの方法が存在する。

### 5. 1. 3. とりまとめ

忘れられる権利と関連して発生する紛争は、表現の自由と知る権利の側面と人格権または、私生活の自由と自己情報コントロール権との衝突問題として取り扱うことができる<sup>91</sup>。表現の自由と人格権または、表現の自由と私生活の自由との衝突についての問題は、忘れられる権利が議論されてからはじめて現れたのではない。それらの基本権の衝突についての問題は、持続的に発生してきたが、そのような基本権の衝突を解決するための方案として基本権の序列理論(一般的・抽象的な法益衡量)と実質的な調和原則(具体的・個別的な法益衡量)等を通して解決してきた。

韓国における憲法裁判所では反論権と訂正報道請求権を扱う事件において、「二つの基本権が互いに衝突する場合には、憲法の統一性を維持するために、相反する基本権のすべてができるだけその機能と効力を示すことができるような、調和された方法を摸索しなければならないし、過剰禁止原則により、この法に規定した訂正報道請求制度の目的が、正当なものであるかどうか、そしてその目的の達成のために用意しておいた手段も、メディアの自由を制限する程度が、それと人格権との間での適当な比例を維持することができるかどうか問題になる。」<sup>92</sup>といい、表現の自由と人格権との間の実質的な調和の法理(比例原則)を適用して解釈しなければならないと判示している。大法院も、メディア側に対して、人格権に基づいた記事削除の請求権を認めた最初の判示で、「人格権の侵害を理由とした妨害排除請求権として記事削除請求の要請を判断することにおいては、その表現内容が真実ではないか、公共の理解に関する事項でない記事によって現在の原告の名誉が重大で著しく侵害されている状態であるかどうかを、メディアの自由と人格権という二つ価値を比較・衡量しながら判断」<sup>93</sup>しなければならないということを描している<sup>94</sup>。

忘れられる権利と表現の自由との間の抽象的な基準をどのように具体化すれば良いのかは、非常に重大で困難なことである。実際、いまだにそれと関連して共通した具体的な基準に対する理論は提示されていないのが現状である。表現の自由という側面を強調するとすれば、忘れられる権利は無力化されると思われる。逆に、忘れられる権利という側面を強調するとすれば、特にメディアと関連して「歴史の記録と保存者」としての役割を行うことが期待できなくなるのである<sup>95</sup>。

結論として、韓国の場合、法益衡量または、序列によりいずれかの基本権を他の基本権に優先とすることよりは、憲法の統一性の原理に基づいて関連基本権が最も適当した形を持つ

<sup>90</sup> 親の同意なしに、後見裁判所の同意を得て輸血をすれば同意が裁判所によって強制されても良心や宗教の自由に対する侵害ではない (W. Rüner, Grundrechtskonflikte; in BVerfG und G. G., 1976, S.470f; 金学成・前掲書 338 頁 再引用。)

<sup>91</sup> 学者によっては、「表現の自由」と「幸福追求権」が衝突する事例として理解する見解もある。(이재진・구본근・前掲論文 172 頁以下参照。)

<sup>92</sup> 헌법재판소 1991.9.16. 89 헌마 165 결정

<sup>93</sup> 대법원 2013.3.28. 선고 2010 다 60950 판결.

<sup>94</sup> 양철한 「인격권에 기한 기사삭제청구권에 대하여」 『言論仲裁』 (言論仲裁委員會, 2014) 41 頁.

<sup>95</sup> 지성우 「소위 ‘잊혀질 권리’ (Right to be forgotten)에 관한 탐색적 연구」 『情報法學』 (韓國情報法學會, 2012) 80-81 頁.

てすべてのことが実現されることができ、実際的な調和の理論に基づいてその解決方を模索することが妥当だと思われる<sup>96</sup>。

## 5. 2. 忘れられ権利と韓国憲法第 37 条第 2 項における「公共の福利」、そして「公益」

忘れられ権利は人格権に基づく基本権として理解される。そして、人格権は人格の形成と維持、人格の不当な開示を禁止することをその内容とする。そうするならば、表現された内容や個人情報が適法に収集されたものでも、時間が経つことによって、不適法になるか関連性を失う場合、あるいは情報の収集自体が過度の場合まで、個人情報をおいでも誰にでも収集が可能にすることは、人格の維持および形成に過度の脅威になるといえる。これこそ、忘れられ権利が憲法的に保障せざるを得ない理由になる。

ところが、韓国憲法第 37 条第 2 項には、国民のすべての自由および権利は、国家の安全保障、秩序の維持または公共の福利（以下、公共の福利に制限して理解する）のために必要な場合に限り、法律によって制限することができるものと規定している。すなわち、忘れられ権利が人格権に基づく基本権であっても、必要な場合には法律によって制限ができるし、この必要な場合というのが公共の福利のための制限であるといえる。個人情報といっても、国民の知る権利を保障するために、その情報の保存が必要とされるときがあるからである。例えば、殺人事件を犯した場合、あるいは児童虐待や性暴行などの非人倫的な重罪事件の場合には、そのような情報の維持が要求される。一方、単純な交通事故や軽微な税逃れなどの軽罪事件の場合に、このような情報を無制限的に維持・保存させることは、人間としての尊厳の実現という憲法の理念に反する。したがって、前者の場合には、忘れられ権利に対する制限ができるし、必要である。

しかし、「公共の福利」と「公益」との関係が問題になる。両者は区別される概念で「公益」とは、公共の福利の下位概念として理解できる。公益は、その反対概念である私益と共に公共の福利のための基本権の制限が行われる場合に、その制限の正当性を判断する比較手段に過ぎない。基本権の制限によって得られる公益と、その制限によって侵害される私益を比較し、前者が後者より大きい場合にのみ、基本権の制限が正当化されるし、この場合、公共の福利のための基本権の制限が適切であるといえるだろう。

筆者は、忘れられ権利の制限と関連して、「公益の細分化」理論の導入を提案しようとする。「公益の細分化」とは、公共の福利という抽象的な概念をより細分し、基本権の最大保障を実現しようとするアプローチである。実は、「公益の細分化」という発想が頭に浮かんだのは、職業の自由に対する制約を 3 つに分け、①職業の選択に実質的に関連しない職業行使の制約であるとき、最も緩やかな制約なので公共の福祉による制約という「合理的な理由」が存在することで正当化が可能、②職業の選択に関連し、人格的特性や能力に向けられた主観的な職業選択に対する制約であるとき、特に重要な共同体利益のためであれば正当化が可能、③人格の独自性と関連する客観的な基準に基づく職業選択の制約の場合、最も重大な基本権に対する制約であるから、圧倒的に重要な共同体利益の保護のために、証明可能で、高度の蓋然性を持つ危険の防御のために不可欠でないと正当化できない<sup>97</sup>、とするドイツ憲法判例の三段階審査理論からである。しかし、社会関連性が強い様々な制約が設けられている職業の自由の限界を画するために確立されたドイツの判例法理を、一般的人格権から導出される忘れられる権利に応用することは適切ではない。ただ、職業の自由に対する制約を 3 つに分けように、忘れられる権利を制限する公益というものも 2 つあるいは 3 つに分け判断する仕方は有意味で

<sup>96</sup> 박용숙・前掲論文 172 頁。

<sup>97</sup> ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例Ⅲ』（信山社、2008 年）308 頁〔井上典之〕

参考する価値があると考え。すなわち、「公益の細分化」というのは、公益を「大きさ」と「重要度」によって、「細分化・具体化」する考え方である。

私が社会では、私益と公益を比較衡量する時に、単に公益の重要性を強調して、いつも公益を私益より優位に置くリスクが存在するのを否定することは難しい。さらに、公益には、国家安全保障を守るための公益と道路を開設するための公益のように、その大きさ、重要度および存続維持の必要期間が異なるものが存在する。言い換えれば、殺人事件や性暴行などの犯罪事実の情報存続維持については、その情報は非常に重要な公益と考えられ忘れられ権利を制限することに正当性が付与される。しかし、このような重犯罪の場合にも、一定期間が経過して、その情報の存続維持の必要が低くなると、忘れられ権利を制限する当該公益は「非常に重要な公益」より「重要な公益」または「公益」に、その地位が変わるべきである。

憲法学は、基本権を最大限に保障するために工夫してきた。基本権の最大限保障は、基本権制限の理念である公共の福利という抽象的な概念を具体化するか、逆に基本権の保護領域を分けて保護の程度に差を置く方法で試みられる。表現の自由を保障する限界を示す判断基準として、表現内容を直接規制する場合に限定して用いられるべき、最も厳格な違憲審査基準である「明白かつ現在の危険」の基準<sup>98</sup>、および基本権のカタログのなかで、精神的自由は立憲民主政の政治過程にとって不可欠の権利であるから、それは経済的自由に比べて優越的地位を占めるとし、したがって、人権を規制する法律の違憲審査にあたって、経済的自由の規制立法に関して適用される合理性の基準は、精神的自由の規制立法については妥当せず、より厳格な基準によって審査されなければならないとする理論である「二重の基準論」などが、前者に属する。一方、私生活の秘密と自由の場合には、私生活の領域を、その内容に応じて、内密領域(Intimsphäre)、私的領域(Privatsphäre)または秘密領域(Geheimsphäre)、社会的領域(Sozialsphäre)に分類して制限程度に差を置く「領域理論」は後者に属する<sup>99</sup>。しかし、両者を厳密に区別することが難しいアプローチもある。例えば、表現の自由と人格権ないしプライバシーを利益衡量する場合、公人か私人かあるいは表現内容の公共性の有無に応じて利益衡量をしようとするアプローチは、後者に近いが後者のみにあたると考えるのは難しいである。それで、筆者は忘れられる権利が表現の自由と利益衡量する場合に「公益の細分化」理論を忘れられる権利を制限するための基準として提案する。

また、「公益の細分化」理論は、過剰禁止原則の弾力的・実地的な適用によって機械的・形式的な適用の問題点が補完できる<sup>100</sup>。立法目的の正当性の段階から公益を「公益・重要な公益・非常に重要な公益」に分け、それぞれの公益にともなう方法の適正、被害の最小、法益の均衡を判断するからである。特に、法益均衡性を判断することにおいて、「公益・重要な

<sup>98</sup> 詳細については、김학성・前掲書 611-612 頁参照。

<sup>99</sup> 김학성・前掲書 550 頁。

<sup>100</sup> 韓国の最高裁は個人の自由に対する制限は、個人の自由よりも重要な「非常に重要な公共の利益」を保護するために必要な場合にのみ、その制限を合憲であると見なければならない(대법원 1994. 3. 8. 선고 92 누 1728 판결)と判断し、公益を細分化している。そして、憲法裁判所も、職業の自由と関連した判決であるが、職業の客観的許可条件による制限が正当化されるためには、「非常に重要な公益」であることが要求され、一般的な目的の正当性のほか、「非常に重要な公益」の明白かつ確実な危険を防止するための目的が必要であるとした(헌법재판소 2010. 10. 28. 2008 헌마 612 판결; 헌법재판소 2008. 2. 28. 2006 헌마 1028 판결; 헌법재판소 2006. 5. 25. 2003 헌마 715 판결参照)。

公益・非常に重要な公益」を念頭に置いて、私益との衡量を行うので、法益衡量が抽象的・一元的なことにとどまらず、具体的・実際的・多元的な衡量として機能することになる。公益を細分化し、その公益を侵害する私益との間に利益の衡量を行って基本権の制限が適切であるかどうかを判断するのは憲法学の要求である。もちろん、公益を細分化するための基準にまだ不明な点があるのは事実である。これに対する具体的な研究は、これからの研究課題にしたい。

## 6. 結び

上記のような忘れられる権利に対する考察を通じて導き出した結論は以下のとおりである。

第一は、忘れられる権利とは、相当な期間が経って、自らの情報が適法な目的のために、これ以上不要となったのに、持続的に検索されるか検索される恐れのある状況に置かれている場合、それを削除または情報検索の遮断を求めることができる権利であると定義される。

第二は、忘れられる権利は典型的な私人間効力がある基本権の性格を持つ。個人が他の個人に削除を求めるか、検索エンジン事業者に検索の遮断を求める権利の性格を持っているのである。さらに、忘れられる権利は防御的権利だけでなく、能動的権利の性格を持っている。つまり、私生活が公表されないか、私生活が侵害されない法的利益(国に対する防御権)によって、そのような法的利益が侵害された時、私人に対し削除を求めるかまたは検索の遮断を求める権利として請求権的性格(事後の権利)にとどまらず、能動的に相手方(個人情報を取り扱う者など)を誘導する性質を有しているということである。

第三は、忘れられる権利は公開を目的としてネット上に掲示されて配信した資料に関する権利である。したがって、一次的な情報の生成・掲示・配信に対する制限や侵害の問題でなく、情報生成および掲示による公開以後の該当情報の状態に対する二次的な権利である。さらに、忘れられる権利に対する制限ないし侵害の状況は、単発のものにとどまらず、現実的な持続性と同時に潜在的な持続性まで帯びることになる。したがって、被害に対する実際的な予測ができなくなり、明確な救済の方法が技術的にできるかどうかに対しても議論が必要になる。そして、基本権の主体が忘れられる権利を主張する場合、その問題は資料の生成者・単純利用者・資料提供サービスを提供する者の権利のすべてを考えなければならない複合された構造を持つ。結局、そのような状況的・構造的な特殊性によって忘れられる権利を認めるかどうかは、基本権の衝突関係を前提とすることとなる。

第四は、忘れられる権利は、最も基本的な内容である削除要求権(消す権利)とこの権利を究極的に完成させる検索遮断要求権をその内容にする。論者によっては現在の「情報通信網法」と「個人情報保護法」の規定を忘れられる権利の内容といているが、それは適切なものではない。忘れられる権利は、誤った情報の是正や削除および検索遮断要求でなく、正当な情報であっても、相当な期間が経ったことから個人の人格権を保護するための権利である。ただし、忘れられる権利が法化される前までは、性質が許される限り、上記の規定を類推・適用することができるだろう。

第五は、忘れられる権利について、プライバシー権の拡張であると理解する観点と自己情報コントロール権であると理解する観点があるが、新しい独自の基本権として理解しなければならないと思われる。そして、忘れられる権利の憲法上の根拠については、一般的人格権をその旨とする憲法第 10 条の幸福追及権から調べなければならない。忘れられる権利は、人格の自由な維持や人格の歪んだ表現を防止するために要求される基本権の性格を持つ。そして忘れられる権利は直接に私人間効力が認められる基本権である。したがって、客観的価値の秩序からその憲法上の根拠を調べなければならない。さらに、忘れられる権利は、正当な情報であるが、相当な期間が経った後にも私生活情報が公開される場合、それに対する削

除と処理の禁止を求めることができる権利であることから自己情報コントロール権とは区別しなければならないことであるので、自己情報コントロール権から忘れられる権利の憲法上の根拠を調べるといふ観点は妥当でない。

第六は、忘れられる権利は表現の自由と衝突する。忘れられる権利と表現の自由が衝突する場合は、対立する当事者の基本権が十分に尊重・保護される、合理的な解決策を調べなければならない。学界においては、基本権衝突に対する解決方法の代表として基本権の序列理論(一般的・抽象的な法益衡量)と実際的な調和原則(具体的・個別的な法益衡量)を提示しているが、憲法の統一性の原理に基づいて関連基本権のすべての実現ができるように、相互の情緒的な関わりを持つようにすることで、関連した法益のすべてを最上の形で実現するのに重点を置いた実際的な調和原則が妥当だと考える。

第七は、忘れられる権利の制限手段として作用する公益に対しては公益を細分化し適用することが妥当である。すなわち、公益を「公益・重要な公益・非常に重要な公益」に分け、それぞれの公益にとまなう方法の適正・被害の最小・法益の均衡を判断するということが妥当である。

すべての情報は表現の自由の対象になり、それと同時に知る権利の対象になる。したがって、特定個人の意志によって情報を勝手に消し、または削除することはできない。しかし個人の情報の中には相当な期間が経ってすでに世間の関心を失い、いずれかの公共の利益もないのに、引き続き残っていることで情報の主体を困らせることがある。そのような情報に対しては適切な解決策を講じなければならないし、それが憲法的に忘れられる権利が保障されなければならない理由になるといえるだろう。

## 参考文献

- [01] 芦部信喜(高橋和之補訂)『憲法 第五版』(岩波書店、2011年)
- [02] 淡路智典「憲法上の比例原則の構造と段階説—ドイツにおける職業の自由の議論を参考として—」『社学研論集』(2011)
- [03] 伊藤英一「「記憶する義務」から「忘れられる権利」の時代へ」『ジャーナリズム&メディア：新聞学研究所紀要』(2012) 230頁
- [04] 浦部法穂『憲法学教室〔全訂〕』(日本評論社、2005)
- [05] 奥田喜道編『ネット社会と忘れられる権利』(現代人文社、2015)
- [06] 中西優美子「GoogleとEUの「忘れられる権利(削除権)」(VI(2))—EU法における先決裁定手続に関する研究」『自治研究』(第90巻第九号)(2014)
- [07] 宮下紘「「忘れられる権利」をめぐる攻防」『比較法雑誌』(2014)
- [08] 阪本昌成「プライバシー保護と個人情報保護の違い」『Nextcom』(2012)
- [09] 阪本昌成『表現権理論』(信山社、2011)
- [10] 清水英夫編『マスコミと人権』(三省堂、1987)
- [11] 계희열, 『헌법학(중) 개정 2 판』(박영사, 2007)
- [12] 권건보, 『개인정보보호와 자기정보통제권』(경인문화사, 2006)
- [13] 권영성, 『헌법학원론』(법문사, 2010)
- [14] 권현영, “‘잊혀질 권리’의 국내 제도 도입 반영 방안 연구”, 한국인터넷진흥원, 2012
- [15] 김선택, “행복추구권과 헌법에 열거되지 아니한 권리의 기본권 체계적 해석”, 『안암법학』(안암법학회, 1993)
- [16] 김철수, 『헌법학신론』(박영사, 2013)
- [17] 김학성, 『헌법학원론』(P&C Media, 2014)

- [18] 문재완, “프라이버시 보호를 목적으로 하는 인터넷 규제의 의의와 한계— ‘잊혀질 권리’ 논의를 중심으로”, 『언론과 법』 (2011)
- [19] 박용숙, “공인의 명예보호와 표현의 자유” (강원대학교대학원 박사학위논문, 2014)
- [20] 박용숙·김학성, “잊혀질 권리에 관한 헌법적 고찰” 『헌법학연구』(2015)
- [21] 박진우, “이른바 ‘잊힐 권리’ 에 관한 헌법적 조명”, 『세계헌법연구』 (국제헌법학회, 2014)
- [22] 박철우, “인터넷상 지속적으로 검색되는 문제의 헌법적 해결”, (부산대학교 석사학위논문, 2012)
- [23] 빅토르 마이어 쾨베르거·구본근 역, 『잊혀질 권리』 (지식의 날개, 2011)
- [24] 성낙인, 『헌법학』 (법문사, 2014)
- [25] 신 평, 『언론법』 (삼영사, 2007)
- [26] 안병하, “ ‘잊혀질 권리’ 에 관한 유럽사법재판소 판결의 의미, 어떻게 볼 것인가?”, 『언론중재』 (언론중재위원회, 2014)
- [27] 유충호, “새로운 인격권으로서 잊힐 권리의 보장에 관한 고찰”, 『홍익법학』 (홍익대학교 법학연구소, 2014)
- [28] 이재진·구본권, “인터넷상의 지속적 기사 유통으로 인한 피해의 법적 쟁점 - ‘잊혀질 권리’ 인정의 필요성에 대한 탐색적 연구”, 『한국방송학보』 (2008)
- [29] 정종섭, 『헌법학원론』 (박영사, 2014)
- [30] 조소영, “잊혀질 권리—정보의 웰다잉(well-dying)을 위한 법리 검토—”, 『공법연구』 (한국공법학회, 2012)
- [31] 지성우, “기본권 이론적 관점에서의 ‘잊혀질 권리(Right to be forgotten)’ 에 대한 시론적 고찰”, 『언론중재』, (언론중재위원회, 2011)
- [32] 한국정보화진흥원, “ ‘잊힐 권리’ 관련 유럽사법재판소 판결 분석 및 시사점”, 정보화법제연구 보고서, 2014
- [33] 한수웅, 『헌법학』 (법문사, 2014)
- [34] 한수웅, “헌법상의 인격권—특히 헌법 제 10 조의 행복추구권, 일반적 인격권 및 헌법 제 17 조의 사생활의 보호에 관하여—”, 『헌법논총』 (2002)
- [35] 함인선, “ ‘잊혀질 권리’ 에 관한 고찰—EU 개인정보보호법안과 우리나라 「개인정보 보호법」의 비교를 중심으로—”, 『인권과 정의』 (2012)
- [36] 허순철, “인터넷 검색과 개인정보자기결정권”, 『공법학연구』 (한국비교공법학회, 2009)
- [37] 허 영, 『한국헌법론』 (박영사, 2011)
- [38] Alan Westin, PRIVACY AND FREEDOM (1967)
- [39] Chris Conley, The Right to Delete, AAAL Spring Symposium Series, presentations.
- [40] Daniel J. Solove, Mac Rotenberg, Paul M. Schwartz, INFORMATION PRIVACY LAW (2d ed. 2006)
- [41] David Lindsay, “The ‘right to be forgotten; in European data protection law”, EMERGING CHALLENGES IN PRIVACY LAW : Comparative Perspectives, Cambridge University Press, 2014
- [42] Jasmine E. McNealy, The Emerging Conflict between Newsworthiness and the Right to Be Forgotten, Northern Kentucky Law Review Vol. 39, No. 2, 2012
- [43] Jeffrey Rosen, The right to be forgotten, Symposium issue, (64 Stan.L.Rev.Online 88), 2012

- [44] Jeremy Warner, “The Right to Oblivion: Data Retention from Canada to Europe in Three Backward Steps”, *University of Ottawa Law & Technology Journal*, Vol.2, Issue 1, 2005
- [45] Richard A. Posner, *The Right of Privacy*, 12 *Ga. L. Rev.* 393 (1978)
- [46] Robert G. Larson III, FORGETTING THE FIRST AMENDMENT: HOW OBSCURITY-BASED PRIVACY AND A RIGHT TO BE FORGOTTEN ARE INCOMPATIBLE WITH FREE SPEECH, 18 *Comm. L. & Pol’y* 91, 2013
- [47] RODNEY A. SMOLLA, SMOLLA AND NIMMER ON FREEDOM OF SPEECH: A TREATIES ON THE FIRST AMENDMENT, Student Edition, Matthew Bender, 2-27 (1994).
- [48] Samuel D. Warren & Louis D. Brandeis, *The Right To Privacy*, 4 *HARV. L. REV.* 193-220 (1890)
- [49] T. I. Emerson, *Toward a Gernal Theory of the First Amendment*, 72 *HARV. L. REV.* 877 (1963).
- [50] Thomas Cooley, *LAW OF TORTS* (2d ed. 1888)